

要 望 書

令和8年10月13日

小川町長 島田 康弘 様

小川町議会議長 高瀬 勉



道の駅おがわまち指定管理者納付金の適正化等に関する要望

令和7年度一般会計歳入歳出決算において、道の駅おがわまち指定管理者納付金は、暫定額として計上され、今後、所定の算定を経て最終的な納付額が確定するものとされた。

当該納付金は町の重要な歳入であり、その算定根拠や確定に至る過程には、透明性と公平性が求められる。また、適正な管理運営を図るためには、指定管理者の経営状況を把握するとともに、施設ごとの収益の実態に見合った納付金の算定が重要である。

よって、町においては、納付金の適正化と、今後の決算及び財政運営の透明性を確保する観点から、下記事項について強く要望する。

記

1 納付額の適正な確定

算定根拠及び算定方法を明確にし、契約等に基づく納付額を迅速かつ適正に確定すること。

2 納付額確定後の報告

最終的な納付額が確定した際は、その内容及び暫定額との差額や取り扱いについて、議会に報告すること。

3 経営状況の把握と情報提供

指定管理者の決算関係書類及び施設の収支状況を適切に把握し、議会が納付金の妥当性を検証できるよう、可能な範囲で資料提供や説明を行うこと。

4 施設別の納付金算定への見直し

産業地域振興施設及び伝統工芸施設それぞれの収益実態を踏まえ、施設別に適正な納付金を算定する仕組みへの見直しに努めること。

5 議会に対する説明責任の徹底

今後、町の歳入や施設の管理運営に関わる重要事項については、適時適切に議会へ情報提供し、説明責任を果たすこと。

以上